

史料紹介

御側外様諸役調子写

申間 聖剛

中野 正裕

解説

佐賀藩は、肥前国の佐嘉・神埼・小城・杵島・藤津・三根の六郡と、養父・松浦・高来・彼杵郡の一部、惣石高三十五万七千石を領有した大藩である。藩主は鍋島家であるが、元々、豊臣秀吉より所領を安堵されたのは龍造寺氏であった。しかし、当時既に領国統治の実権は重臣の鍋島直茂が握っており、嫡子勝茂が慶長十二年(1607)に徳川政権の下で龍造寺氏の家督を継承している。

このような特殊な成立過程により、佐賀藩は、鹿島・小城・蓮池の三支藩の他に、龍造寺四家(多久・諫早・須古鍋島・武雄鍋島)をはじめとした大配分(1)と呼ばれる独自の支配機構を兼ね備えた自治領が存在するなどの歴史的特質を有している。

今回紹介する『御側外様諸役調子写』(鍋332113)は、初代藩主勝茂から十代直正までの佐賀藩職制を、藩主の家政を司る「御側」と、藩政一般を司る「外様」に分けて、比較が可能な表としてまとめられている貴重な史料である。藩主鍋島家に残された約三万点の蔵書「鍋島家文庫」(2)に含まれる史料のひとつであり、その法量はやや大きめのタテ32センチ・ヨコ23センチの冊子文書であ

る。表紙には「鍋島家蔵」の印、1丁目表には同じく「鍋島家蔵」の印と「清陰家蔵」の割印が押されているが、これは本史料が、明治七年(1874)の佐賀戦争で焼失した本藩の記録を補うために、須古鍋島家から移管された文書のひとつであることを示している。

また、1丁目には、「天保十三年御側外様諸役調子写一冊」と書かれた付せんがある。

冒頭に記されている前書には、本史料作成の理由について詳しく記されており、「天保十三寅五月、泰盛院様御代以来、御代之御内外諸役名調子差出候様被仰出候」と、天保十三年(1842)に初代勝茂以来の藩職制について取りまとめる指示が出されたとされている。この年は十代藩主鍋島直正により、内・奥向の整理断行・諸郷村の救済・借財利留十五年の厳令が布達されており(3)、このような事情に絡んで職制についてまとめておく必要が生じたのではな



写真① 表紙



写真② 前書・表昌頭部分

前書にはさらに、「四代藩主、鍋島綱茂 依之諸御記録之内より拾取書載之、五代藩主、鍋島景直 法性院様御已来之儀も、諸役替荒々焼失二而連続不仕二付、相知候分書載之差上候也」とあるように、作成に当っては火災などの原因により過去の記録が焼失しており、苦心した様子が読み取れる。

本文の構成については、まず前半部分に初代勝茂から三代綱茂時代までの職制が切継紙により、それぞれ御側4丁（上部）、外様5丁（下部）に並列して記されている。その後、後半部分の継紙に四代吉茂から十代直正時代迄の御側表が4丁、続けて外様表が5丁に記されている。このように表が前後に分けられている理由は定かではないが、おそらく前書にもあるように、元となる記録の違いからくるものではないかと考えられる。したがって、勝茂・光茂・綱茂の一覧と、吉茂以下のそれとが、記載役職の順序に異同もあり、表上必ずしもつながっているものではない。

しかしながら、本史料は、後半の四代吉茂時代以降の部分において、各役職の成立・廃止・改変の時期や理由について詳しく記されており、複雑な佐賀藩職制の変遷過程を知る上で重要な史料であるといえる。

佐賀藩の職制に関する史料としては、本史料の他に『外様御側諸役系図』（鍋3332・25）や、安政期の諸役人数を記した『明細録抜粹』（鍋3332・67）等が上げられる。本史料に關しても、林野庁編『日本林制史資料佐賀藩編』（一九三三年）において部分翻刻がなされているが⁽⁴⁾、今回は利用の便を考え、職制表を横型

一覽形式とし、表中に注を付した形で全文翻刻を行うこととした。なお、今回は触れることができなかったが、本史料は、後半部分の記録が詳細であるのに対し、前半に当る初代勝茂から三代綱茂時代部分については役職名以外の情報がほとんどないという問題があった。佐賀藩職制の変遷過程についてその全体像を把握するためには、本史料をはじめその他の史料とつぎ合わせて検証を加えていく必要がある。このことについては今後の課題としたい。

凡例

- 一、前書きに傍註を記した。
- 一、記述の体裁は表部分に限り横型とし、その他は原本に従った。
- 一、表中の「同上」に関しては、便宜上該当する職名に改めた。
- 一、史料中に用いられる旧漢字・異体字については、すべて新字・常用漢字に直した。
- 一、史料の欠損により解読不能な部分・文字は■で表した。
- 一、みせけちの部分は、訂正した文字をその箇所⁽⁵⁾に記した。
- 一、書き損じの部分は、記号を記さずその箇所⁽⁶⁾に文字を記した。
- 一、利用の便を考え、人名及び一部の職制について注を施した。
- 一、朱書・朱丸の部分は、註を施した。

附記

本史料の翻刻に対し、御高配を賜りました(財)鍋島報效会に対し厚く御礼申し上げます。

（表紙）

「四番 印」

御側外様諸役調子

写」

（前書）

天保十三寅五月

泰盛院様御代以来、御代之御内外諸役名調子

差出候様被 仰出候付二付、取調子候処、

玄梁院様御代迄之儀役人帳無之

委差分兼、依之諸御記録之内より拾取書載之、

法性院様御已来之儀も、諸役替

荒々焼失二而連続不仕二付、相知候分

書載之差上候也

御側役一覽表

印			從 吉茂公御代 至 當御代役人帳書抜御側諸役						
勝茂公	光茂公	綱茂公	吉茂公	宗茂公	宗教公	重茂公	治茂公	齊直公	當御代
御年寄	御年寄	御年寄	御側 加判御家老 大木兵部 当主許家 (* 1)				御側 御側 鍋島轉負 当主摩家 (* 5) 御側 鍋島伝兵衛 当主人家 (* 6)		
		御年寄脇 御年寄相人 御近習頭 御近習頭同格 御近習頭並							
御側頭人		御側頭 御側目付 御内証御目付 言上御目付	御年寄 御年寄相談役	御年寄 御年寄相談役	御年寄 御年寄相談役	御年寄 御年寄相談役	御年寄 御年寄相談役	御年寄 御年寄相談役	御年寄 (* 11) 御年寄相談役 (* 12)
御進物方		御進物方	御側頭 御近習頭	御側頭 御近習頭	御側頭 御近習頭	御側頭 御近習頭	御側頭 御近習頭	御側頭 御近習頭	御側頭 (* 13) 暫時立
御天守役		御仕物方并御讓掛視役 御重物虫干心遣 御出陣方御書物役	御年寄附役	御側御目付	御側御目付	御側御目付	御側御目付	御側御目付	御側御目付 (* 14)
		御備立方	御進物役 御神事役	御進物役 御神事役	御進物役 御神事役	御進物役 御神事役	御進物役 御神事役	御進物役 御神事役	御進物役 御神事役
		御印役 御印突	御判役 御印役	御判役 御印役	御判役 御印役	御判役 御印役	御判役 御印役	御判役 御印役	御判役 御印役
		御押手御判番	御備立方 御側長崎御仕組方 日記方	御備立方 御側長崎御仕組方	御備立方 御側長崎御仕組方	御備立方 御側長崎御仕組方	御備立方 御側長崎御仕組方	御備立方 御側長崎御仕組方	御備立方 (* 15) 御側長崎御仕組方
小々姓		小々姓頭人 小々姓役	御馬方	御馬方	御馬方	御馬方	御馬方	御馬方	御馬方 御馬方内
		御側小々姓 御奥詰小々姓 中御次 御伽					六府方 (* 7) 天明三年合五役所始立六府方 一、御山方元以山城殿為頭人■宅内 一、御山方元以■作為頭人屬御物成所 一、揃方元以同人為頭人在彼宅内 一、大内内御兩器方元屬御藏内 一、御牧方元御馬方附役兼帶助之	六府方 文化六年改為外向役	
		御次詰							
		御側詰							
詰番		詰番 外小々姓 御使役頭人							
御祈禱立願方								御山方 文化六年六府方為外向役之時御山方役猶在御側文政八年為外向役同十二年再為御側役合里御山方	御山方
		御神事方						里御山方 右同六年六府方文政十二年口以未合御山方	里御山方
		御前日記方						御國産方 元在外向物産方文化十四年屬御側改行文政十年以後向兩器方為外役以御國産方屬里御山方	
		日記方						御新地方 元為外向役文化六年転御側文政八年再復外向役屬御小物成方	
物書頭人								選上方 元号御小物成方文化六年改号選上方為御側役文政八年復旧号再為外向役	
惣物書		御拵筆	御衣裳納戸	御衣裳納戸	御衣裳納戸	御衣裳納戸	御衣裳納戸	御衣裳納戸	御衣裳納戸
		御馬方					帳究方 (安永二年掛帳方内立 同八年別段取二成り)	帳究方	帳究方
		御腰物方 御衣裳納戸	御薬方	御薬方		御代筆役 御薬方同上			
		御行水番 御養生方 御薬方					御進物方御記録役	御進物方御記録役	御進物方御記録役
		御膳番并御絵本役	御掛視方 (* 2)	御掛視方	御掛視方	御掛視方	御掛視方	御掛視方	御年寄手許案文役 天保九年止
			御掛視方	御掛視方	御掛視方	御掛視方	御掛視方	御掛視方	御掛視方
			御小道具方	御小道具方	御小道具方	御小道具方	御小道具方	御小道具方	御小道具方

御側役一覧表 (つづき)

御側外様諸役調子写 (申間・中野)

勝茂公	光茂公	綱茂公	吉茂公	宗茂公	宗教公	重茂公	治茂公	斉直公	当御代
御處方			御貸方	御貸方					
	御能方	御能方	御駕籠						
	御書物方	御書物方	御駕籠心遣	御駕籠心遣	御駕籠心遣	御駕籠心遣	御駕籠心遣	御駕籠心遣	御駕籠心遣
	御道具方	御道具方	御書物并御道具方	御書物并御道具方	御書物并御道具方	御書物并御道具方	御書物并御道具方	御書物并御道具方	御書物并御道具方
		御掛物役				御能方	御能方	御能方	御能方
		御居間心遣并仲間差引役						御側修理方	御側修理方 天保九年止
御居間番	御居間番并鎖口番	御居間番并鎖口番				御庭方	御庭方	御庭方	御庭方
		御居間番并鎖口番 外口番				御小姓			
	鎖口番	鎖口番 大道具役	御奥詰御小姓	御奥詰御小姓	御奥詰御小姓			御小姓頭 文化三年以御次詰之内御次頭取改御小姓頭	御小姓頭
御掛硯方	御掛硯方 金銀方存役	御掛硯方		御次詰		御次詰	○(*8)		御次詰
							○奥御小性(*9) 文化三年以御次詰奥御小性		
御賄米遣方			御腰物方	御腰物方	御腰物方	御腰物方	御腰物方	御腰物方	御腰物方
	御側雑務心遣		御伽	御伽	御伽	御伽	御伽	御伽	御伽
		御側雑務頭人					御仕組方 文化九年立	御仕組方 文化十二年止文政三年再立	御仕組方
		御側御勝手方	御部屋心遣	御部屋心遣	御部屋心遣	御部屋御附項		御広式番頭 以御部屋御附項為番頭	
		御側御仕組書立役						御広式 以御部屋為御廣式	御廣式
		御内証金銀遣方并御至來物存役					御米方 安永九年立	御米方 文化五年止文化十二年立文政二年又止	御米方 天保二年立
	御納戸	御納戸	御台所	御台所	御台所	御台所	御台所	御台所	御台所
御納戸銀遣方			御納戸	御納戸	御納戸	御納戸	御納戸	御納戸	御納戸
	諸整方		●(*3)						
	御台所	御台所	●御側詰点合(*4)						
	御茶道方	御茶道方	御客方						
大台所			詰番	詰番	詰番	詰番	詰番	詰番	詰番
小台所			外詰御小姓	外御小姓	外御小姓	外御小姓	外御小姓 合詰番	外御小姓	外御小姓
	下台所					詰番并表御小姓頭取役			
	御内都合心遣	女中都合心遣							
	御内心遣		御居間間番	御居間間番	御居間間番	御居間間番	御居間間番	○(*10)	御居間間番(*16)
		御部屋心遣						御書院番 文化十二年以御居間番為御書院番	
	向陽軒鎖口番					表座敷役		御絵師	
菜種取役				御鷹方	御鷹方	御鷹方	御鷹方	御鷹方 合御鷹方御鉄砲方御狩方文化十二年御鷹方止	御鷹方 天保元年立天保十二年止
		二御丸御花方并御菜園心遣		御鉄砲方	御鉄砲方	御鉄砲方	御鉄砲方 與御鷹方等合	御鉄砲方 與御鷹方等合	御鉄砲方 與御鷹方等合
		御花壇方		御狩方	御狩方	御狩方	御狩方 與御鷹方等合	御鉄砲方 與御鷹方等合	御鉄砲方 與御鷹方等合
		刻限役						諸狐方 元御小物成所内文政四年属御鉄砲方同十一年復旧	
								御絵図方 元在外向文政三年属御側内	御絵図方
御側医師	御側医師	御側医師	御側医師	御側医師	御側医師	御側医師	御側医師	御側医師 御番医師 元在外向号詰医文化十二年轉御側改御番醫師	御側医師 天保六年止

(*1) 大木兵部：佐賀藩着座で大木主計家の当主、朝皎のことである。寺社方町方・勘定所・御武具方御小物成所相談役などを多年に渡り勤めた後、大組頭となり、天保三年(1832)に没している。『系図』鍋211・9)

(*2) 懸硯方：軍事機密費・非常費を管理する役職。

(*3) 朱丸あり。

(*4) 朱丸あり朱書で「御側諸点合」。

(*5) 鍋島靱負：代々加判家老を務めた鍋島志摩家(倉町鍋島家)の当主。敬宏のことである。宝暦六年(1756)に靱負と称し、安永三年(1774)より天明七年(1787)まで加判家老を務め、隠居後の寛政五年(1793)に亡くなっている。『系図』鍋211・9)

(*6) 鍋島伝兵衛：佐賀藩着座で鍋島隼人家の当主、親房のことである。

延享二年(1745)に生まれ、請役相談役、大目付を務めた後、安永三年(1774)に家督を相続している。さらに同五年(1776)

に北御丸御年寄、翌年に二御丸御年寄兼帯、同九年(1780)御丸年寄一篇と諸役を歴任し、寛政十年(1798)に御家老加判御年寄役に就任している。その後、享和二年(1802)御相統方御蔵方御側兼帯請役となり、文化五年(1808)に隠居、翌同六年(1809)に没している。『系図』鍋211・9)

(*7) 六府方：殖産興業政策を遂行するための役職。『佐賀県史』255

〜280頁)

(*8) 朱丸あり。

(*9) 朱丸あり。

(*10) 朱丸あり。

(*11) 御年寄：御側の責任者としての諸役統轄、及び藩主の意向を外様の責任者である請役家老に伝達することを職務とし、藩政上極めて重要な位置を占めていた。通常は三人程度で主に着座クラスの家臣が任命されており、天保十三年(一八四二)には鍋島市佑(保脩・夏雲)が請役所諸事申談とともに任命されている。『続佐賀県の総合研究』参照)

(*12) 御年寄相談役：御年寄補佐役と考えられる。天保元年(1830)十月に古賀藤馬が就任している。『幕末佐賀藩の藩政史研究』参照)

(*13) 御側頭：天保六年(1835)六月の側頭は牟田口藤右衛門。弘化三年(1846)八月は高木長左衛門。天保十一年(1840)牟田

口藤右衛門、深江八左衛門。文久元年(1861)は、原田小四郎・石隈徳太夫・徳永伝之助・横尾次郎右衛門。『幕末佐賀藩の藩政史研究』

参照)

(*14) 御側目付：天保三年(1832)牟田口藤右衛門。天保七年

(1836)に永山十兵衛、天保十年(1839)に丹羽久左衛門。文久元年(1861)は本島藤太夫。『幕末佐賀藩の藩政史研究』参照)

(*15) 御備立方：軍事関係担当。実務は兵学家より選ばれた備立方が行っていた。天保十一年(1840)は、永田諸峯と横尾次郎右衛門。『幕

末佐賀藩の藩政史研究』参照)

(*16) 朱書で「御居間聞番」。

(*17) 請役：主に親類同格の竜造寺四家(多久・諫早・須古鍋島・武雄鍋島)が任命されており、外様の諸役を統括し、蔵入方、家中の惣支配

のほか家中の勤務についての賞罰・仕組の改正など大幅な権限が与えられていた。

(*18) 朱書きで「奉行」。

(*19) 「奉行」みせけち。

(*20) 勝手方：藩財政を専門にした役職。四代吉茂の代に御側より外

様に移されて権限強化され、制度上請役と並ぶ権限を有した。

(*21) 郡代：原則として郡ごとに置かれ、三支藩主をはじめ親類・親類同

格・家老など五千石以上の重臣が任命された。その職掌は法令違反者

の摘発、大庄屋への切米支給と点役、代官や給人の整理、夫料徴収な

ど多岐にわたっていた。

(*22) 代官：当初は本身の家臣が任命されていたが、のちに本藩の蔵方頭

人の下役となり、物成二百石程の中級武士が任じられた。その職権は、

農民の耕作奨励や年貢納入の厳守、公平な落米査定、走り百姓の捜査

と代納励行、枡の統一などであり庄屋の任命権も与えられていた。

(*23) 堀方：安永二年(1773)に設置され、農民开拓の指導援助、零

細な小堀の集積後、防潮堤防を補強し小堀集団の保全を図ることを任

務とした。天明三年(1783)に、領内の経済開発のために設置さ

れた六府方のひとつとして御側役に転じたが、文化六年(1823)

には再び外様に復旧している。

(*24) みせけち。「以御蔵方為銀米」。

(*25) 朱書で「転御側」

参考文献

『系図』鍋211・9 鍋島報効会所蔵 佐賀県立図書館寄託
『佐賀県近世史料』佐賀県立図書館 既刊十五冊 一九九三〜二〇〇七
年

『鍋島直正公伝』一〜六

三好不二雄・三好嘉子「竈帳内の佐嘉特有の言葉」『佐嘉城下町竈

帳』九州大学出版会 一九九〇年

藤野保『佐賀藩の総合研究』吉川弘文館 一九八一年

藤野保『続佐賀藩の総合研究』吉川弘文館 一九八六年

木原溥幸『幕末期佐賀藩の藩政史研究』九州大学出版一九九七年

佐賀県史編さん委員会『佐賀県史』二巻 一九八三年

佐賀市史編さん委員会『佐賀市史』中巻(近世篇) 一九六八年

大久保利謙他編『国史大辞典』吉川弘文館 一九八五年

林野庁『日本林制史資料佐賀藩編』一九三三年